

○東京藝術大学芸術資料の購入及び寄贈受入に関する細則

〔平成10年6月25日〕
制 定

改正 平成17年3月28日 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この細則は、東京藝術大学芸術資料の購入及び寄贈受入に関する規則（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、芸術資料の購入及び寄贈受入（以下「購入等」という。）に関し必要な事項を定める。

(調査報告書)

第2条 規則第6条第2項にいう調査報告書は、別紙様式1のとおりとする。

(選定理由書)

第3条 規則第7条第2項にいう選定理由書は、別紙様式2のとおりとする。

(学外者の委嘱)

第4条 購入等の意見の聴取及び評価に当たって、学外者の委嘱に対する謝金は、「謝金の支出について（会計課長通知）」の定めるところによる。

(評価書)

第5条 規則第9条にいう評価書は、別紙様式3のとおりとする。

(受領検査)

第6条 購入した資料の受領検査は、大学美術館事務長が当該資料の選定を行った委員のうちから検査員を委嘱し、実施する。

附 則

この細則は、平成10年6月25日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

附 則

この細則は、平成17年3月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

別紙様式 1

調 査 報 告 書

東京藝術大学大学美術館長 殿

品 名

作 者 名

調 査 内 容

上記のとおり調査結果を報告します。

(元号) 年 月 日

専門委員 住 所

職 業

氏 名

印

(別紙が必要な場合は適宜添付)

別紙様式2

選 定 理 由 書

大学美術館事務長 殿

品 名

作 者 名

選 定 理 由

上記のとおり選定します。

(元号) 年 月 日

大学美術館長

印

別紙様式 3

評 価 書

東京藝術大学大学美術館長 殿

品 名

作 者 名

評 価 額 円

上記のとおり評価します。

(元号) 年 月 日

評価委員

住 所

職 業

氏 名

印